

受理年月日	令和3年7月21日	所管委員会	福祉都市委員会
番号	3年 陳情 第14号		
件名	福祉事務所ケースワーカーへの指導、是正について		
陳情者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>		
分割送付	なし		
要旨	<p>私が医療機関を受診することを[]福祉事務所[]課に連絡したが、同課から各医療機関に連絡を行わなかったため、受診の際に受付から同課に生活保護受給対象者であることを確認された。上記のことについて、ケースワーカーは謝罪を行わなかった。以上のことから、公務員の資質に欠ける。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <p>1. []福祉事務所[]課ケースワーカーを指導、是正の上、職務を誠実、中立に遂行すること。</p>		

令和3年7月21日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

陳情者

住所

[Redacted address information]



陳情の趣旨

(現) [] 課 CW [] の職務遂行に
関し、陳情を行うものである

陳情事項

私が医療機関(原クリニック・神戸整形外科)
受診を [] 課(他のCW)に連絡したが []
[] 課から各医療機関に連絡を行わなかった
そのため医療機関受診の際、受付から
「生活保護廃止」になっていることから [] 課に確
認をされた。結果、生活保護受給対象者である
ことを再確認された
上記のことを [] は謝罪を行わなかった

以上のことから公務員の資質に欠ける

要望事項

[] に指導是正の上、職務を誠実・中立に
遂行することを要望するものである